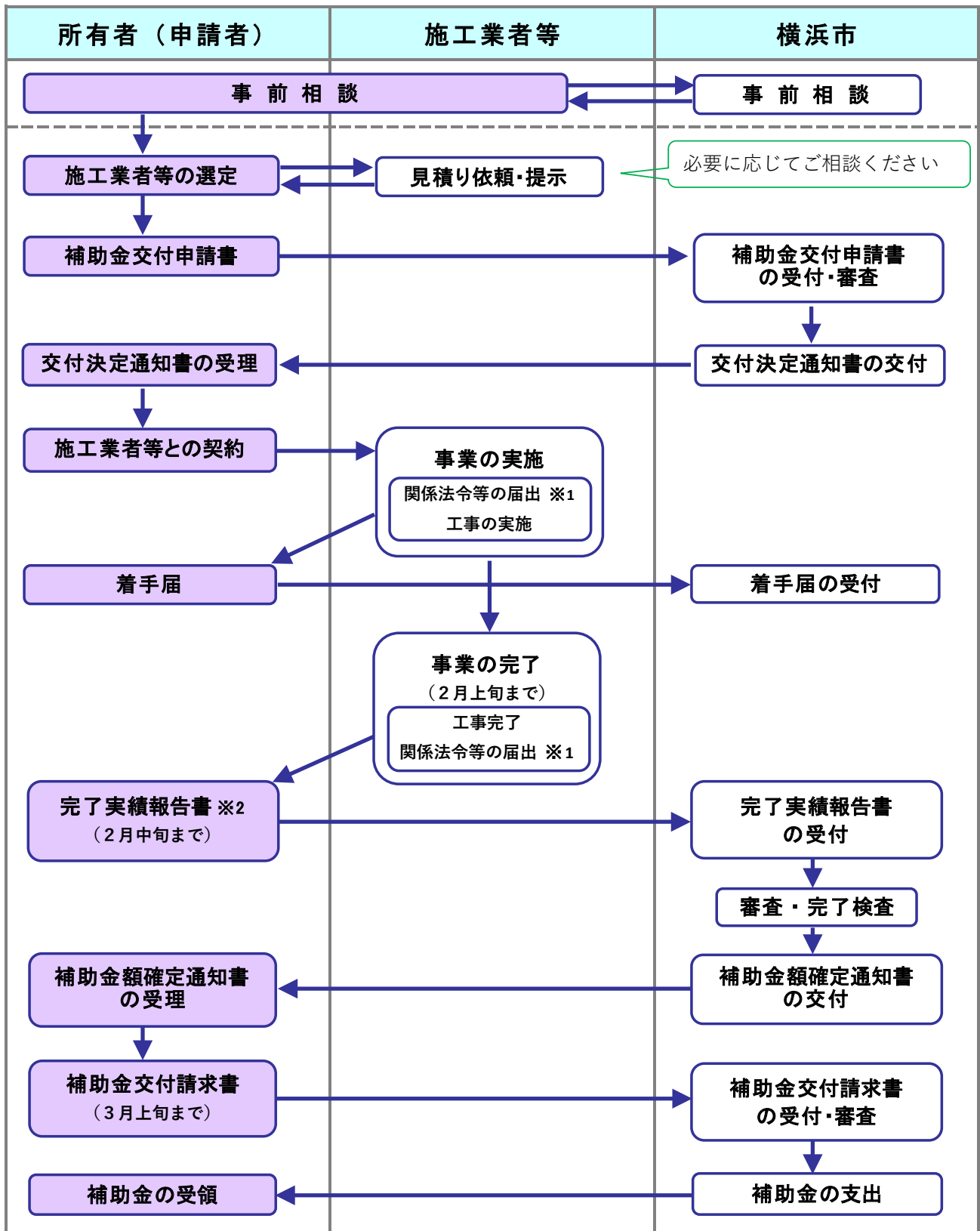


横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業のフロー

② 除去等



※1 関係法令等 { 建設工事計画届 → 産業廃棄物排出事業所届出書 → 産業廃棄物排出状況報告書
 特定粉じん排出等作業実施届出書 → 石綿排出作業完了届出書

※2 完了報告書提出時に、領収書等の写しを提出してください。ただし、支払いが終了していないものは請求書の写しを提出し、市への補助金交付請求書提出後 60 日以内に領収書等を提出してください。